



# 令和4年度財政的援助団体等監査報告書

## 第1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定及び令和4年度監査計画に基づき、信濃町が財政的援助等を行っている事業について、公正で、合理的かつ効率的に執行されているかという観点から、当該財政的援助を受けた団体等に係る出納その他の出納に関連する事務の執行について監査を実施しました。

## 第2 対象年度

令和3年度執行分

## 第3 対象団体及び実施期間

町から財政的援助を受けた団体等の中から、次の各号のいずれかに該当する団体を選定し、令和4年10月24日及び12月23日に実施しました。

- (1) 町から資本金等の4分の1以上の出資又は出捐を受けている団体
- (2) 町から補助金、負担金、交付金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を受けている団体
- (3) 町から公の施設の管理を委任されている団体（指定管理者）
- (4) 事務所の所在地が町にあり、かつ団体事務を町へ委任している団体

## 第4 監査実施団体

- ・No.1 有限会社 信濃町ふるさと振興公社
- ・No.2 社会福祉法人 信濃町社会福祉協議会

## 第5 監査の実施方法

監査対象団体から提出された監査資料等に基づき、その内容を確認するとともに、関係者からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。

## 第6 監査の結果

監査を実施した団体への指摘事項等は、別紙監査対象団体ごとの監査結果のとおりです。

また、所管課については、別紙所管課に対する意見のとおりです。

そのほか軽微な事項については、口頭で留意又は改善を促したので、記載を省略します。

なお、上記の結果については、監査結果等に係る指摘事項等の取扱要領（平成31年3月26日制定）に基づき監査委員の合議により決定しました。

### ○監査対象団体ごとの監査結果

|                    |   |                                  |       |                  |
|--------------------|---|----------------------------------|-------|------------------|
| 監査団体名              | 有限会社信濃町ふるさと振興公社   |                                  |       | No. 1            |
| 団体所在地              | 信濃町大字柏原 1260 番地 4   |                                  |       |                  |
| 監査年月日              | 令和 4 年 10 月 24 日  | 所管課                              | 産業観光課 |                  |
| 団体の概要              | 代 表 者   | 代表取締役 寺島 節夫                      |       |                  |
|                    | 設立年月日   | 平成 10 年 11 月 11 日                | 資本金等  | 資本金 22,000,000 円 |
|                    | 主<br>な<br>事<br>業<br>の<br>内<br>容   | 1 指定管理（販売施設及び生乳加工施設の運営、維持管理）     |       |                  |
|                    |   | 2 土産品等の販売<br>3 農産物の直売<br>4 食堂の経営 |       |                  |
| 令和 3 年度<br>決 算 状 況 | 収 益   | 253,180,133 円                    | 当期純利益 | △6,066,529 円     |
|                    | 費 用   | 259,246,662 円                    | 利益剰余金 | 56,338,161 円     |
| 監 査 対 象<br>事 項     | 1 出資金（町出資率 50%） 11,000,000 円<br>2 公の施設の指定管理（農林水産物加工直売等施設）   |                                  |       |                  |
| 監 査 結 果            | 指摘事項等はありませんでした。   |                                  |       |                  |
| 意 見                | <p>有限会社信濃町ふるさと振興公社は「道の駅」として登録をされており、複合多機能型休憩施設として、施設の維持管理、農畜産物等の直売及び休憩施設等の運営業務を行っています。これらのほか、各種イベント、敷地内への遊歩道の整備などを通して地域住民や町外から訪れる者への対応をされています。また、雪中野菜や雪中にんじん掘りができる体験農場を運営するなど、様々な企画に取り組んでいるところを高く評価します。</p> <p>しかしながら、経営状況を確認したところ、冬季間の収益が思わしくないとのことであります。今後は信濃町や信州しなの町観光協会とも連携し、雪下野菜事業の拡充、スノーシーズン来客向けの商品開発など、冬季の収益向上に取り組むことが望まれます。</p> |                                  |       |                  |

|                    |   |                              |             |                   |
|--------------------|---|------------------------------|-------------|-------------------|
| 監査団体名              | 社会福祉法人信濃町社会福祉協議会  |                              |             | No. 2             |
| 団体所在地              | 信濃町大字柏原 429 番地 17   |                              |             |                   |
| 監査年月日              | 令和 4 年 12 月 23 日  | 所管課                          | 住民福祉課       |                   |
| 団体の概要              | 代 表 者   | 会長理事 鈴木 文雄                   |             |                   |
|                    | 設立年月日   | 昭和 50 年 1 月 28 日             | 資本金等        | 純資産 241,055,771 円 |
|                    | 主<br>な<br>事<br>業<br>の<br>内<br>容   | 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施        |             |                   |
|                    |   | 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助    |             |                   |
|                    |   | 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、助成等  |             |                   |
|                    |   | 4 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 |             |                   |
|                    |   | 5 居宅、通所介護事業                  |             |                   |
| 令和 3 年度<br>決 算 状 況 |   | 事業活動収入 111,027,717 円         | 当期活動収支差額    |                   |
|                    |   | 事業活動支出 105,797,187 円         | 5,230,530 円 |                   |
| 監 査 対 象<br>事 項     | 1 基本金 1,000,000 円 (町出捐割合 100%)  |                              |             |                   |
|                    | 2 補助金 18,586,407 円  |                              |             |                   |
|                    | (1) 人件費補助金 17,350,834 円   |                              |             |                   |
|                    | (2) 事務費補助金 1,235,573 円  |                              |             |                   |
|                    | (3) 事業費補助金 0 円  |                              |             |                   |
| 監 査 結 果            | 指摘事項等はありませんでした。   |                              |             |                   |
| 意 見                | <p>(1) 経理規程の整備について</p> <p>法人の支出手続きについて、社会福祉法人信濃町社会福祉協議会(以下「社協」という。)の経理規程第 26 条第 2 項で、出納責任者が支払い内容を確認した上で支払いを行わなければならない旨規定しています。一方、経理規定第 9 条第 3 項では、出納責任者を置くことができる規定であることから、実際には出納責任者を置いていないとのこと。このため、経理規程の各条文及び実態に齟齬が生じています。</p> <p>この点について、社会福祉法人全国社会福祉協議会が発行する平成 29 年度版社会福祉協議会モデル経理規程では、出納責任者について、人員規模等が大きく、経理に関する事務量が多い社会福祉協議会にあつては、会計責任者の他に、出納責任者を置くことが望ましい旨の説明がされています。また、モデル規程の第 26 条第 2 項では、会計責任者が支払い内容を確認した上で支払いを行わなければならない旨規定しています。</p> <p>以上のことから、経理規程の見直しが必要です。</p> <p>(2) 職員体制について</p> <p>社協の組織規程には、事務局次長の職が置かれていますが、長期間空席となっています。社協の事務局長は外部から招聘していることから、社協の実情を熟知している者を事務局次長として配置し、事務局長を補佐するとともに、社協が将来にわたって安定的に事業を継続していける人的体制の整備を進めることが望まれます。</p> |                              |             |                   |

## ○所管課に対する意見

### 産業観光課

#### 有限会社信濃町ふるさと振興公社

平成 29 年度の財政的援助団体等監査結果の指摘事項のうち、措置されていない特に次の事項について引き続き検討をお願いします。

#### 1 指定管理者制度の段階的解消

指定管理者制度は、地方自治法（以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項に規定に基づき、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認められるときは、法人その他の団体で地方公共団体が指定する者に当該公の施設の管理を行わせることができるという制度です。ここにいう「公の施設」とは、法第 244 条で「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」（第 1 項）、「正当な事由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」（第 2 項）、「住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱をしてはならない。」（第 3 項）と規定されています。

町は、信濃町農林水産物加工直売等施設（以下「加工直売施設」という。）の管理について、信濃町農林水産物等加工直売等施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第 4 条に基づき、指定管理者にこれを行わせるものとし、この指定管理者として有限会社信濃町ふるさと振興公社（以下「公社」という。）を公募によらずに個別に指定しています。

条例第 13 条に定める加工直売施設は、①農産物等販売等施設、②畜産物処理加工施設、③地場産品等直売施設に分類され、土産品等の販売や食事の提供、乳製品の加工及び農産物の直売を行う施設となっています。これらは企業活動に類似しており、また「道の駅しなの」として来町者をターゲットとしているなど、地域住民が利用する施設といえるか疑問です。その副次的効果として、野菜生産者に直売の場所を提供することや、酪農経営者に生乳を加工する場所を提供することを通して住民の福祉を増進するという側面があるにしても、直接の目的が住民の福祉のために利用に供する施設とはいえません。したがって、町が加工直売施設を設けて、これを指定管理者制度のもとに管理者を指定してこれらの事業を委託するということは、指定管理者制度を便宜的に利用したものといえるので、国庫補助金による規制期間に配慮するとしても可能な限り譲渡等により解消すべきです。譲渡等により町の所有が解消できない間は、指定管理者の指定の申請に当たり、第 3 セクター単独指名でなく、公募等により複数の申請者に事業計画書を提出させる方法によるべきです。

#### 2 公的資金負担回避の検討

基本協定書第 15 条によると「管理施設の改造、増築、改築、大規模修繕については、町が自己の費用と責任において実施するものとする。」とされており、契約上は問題ありませんが、今後このような公的資金負担をすることは町の財政悪化を招き、慎重でなければなりません。

施設を建設する場合は補助金が見込めても、大規模修繕や更新時に補助金が見込めず、町の一般財源をどこまで投入すべきかについて建設当初に公的支援の考え方を決めておくべきでした。今後も老朽化に伴う多額の資金負担が予想されることから、公的資金負担の回避について早急に決めておくべきです。

### 3 第3セクターの解消の検討

上記に述べた2つの事項を踏まえて、次の項目について検討してください。

- (1) 多額の補助金により大規模施設を建設して、第3セクターに事業を行わせることは経営悪化時の損失負担や老朽化施設の改築資金負担のほか事故等の多くの経営リスクを町が負うこととなるため、早期に解消すべきです。
- (2) 町は110株、11,000,000円出資しています。出資金22,000,000円に対して出資比率50%であり、実質的に公社を支配し、町の同意がなければ会社運営は不可能です。少なくとも5%程度に抑えるべきです。
- (3) 公社の定款第2条に定める事業目的には実施事業のほかに、不動産管理業務、観光事業、農地の管理等広範囲の目的が定められておりますが、具体的実施計画を定めず放置されていることは町出資の団体として妥当とはいえません。定款の目的を実態に合わせるかあるいは定款の目的通りに事業を実施するか改善すべきです。
- (4) 町民や町の振興に賛同する事業者等に広く出資を要請して民間主導の経営リスクを自らが負う自立した会社に生まれ変わることが求められます。
- (5) 当面は、経営悪化時の町負担（赤字補填、貸付金、損失補償契約を含む）について、これを行わないことを決めておくべきです。

#### 住民福祉課

##### 社会福祉法人信濃町社会福祉協議会

指摘事項等はありませんでした。